

議 会 運 営 委 員 会

1 調 査 事 件

議会運営について

2 調 査 概 要

本年度は、議会運営として、議会活性化の取り組み、災害時の議会の対応について、北区、仙台市及び柏市の調査を行ったので、以下、各議会の概要を報告する。

(1) 議会活性化の取り組みについて

北区議会においては、議会活性化に向けた取り組みを進めるに当たり、平成21年度を1期とし、平成28年度を8期とする議会改革検討会を毎年度、設置し、特に議会内の会議でのIT化の推進について積極的な検討が行われている。

まず、IT化推進に当たっては、平成22年度の予算特別委員会よりパソコンの持ち込みを試行的に実施し、この試行結果を踏まえ、平成23年度には持ち込みができる端末について、ノート型パソコンに加え、スマートフォンやタブレット型端末についても使用可とし、予算・決算特別委員会に限定していた会議を全委員会に拡大した。また、議会資料のデジタル化配信については、平成23年度より本会議及び委員会等の会議資料の閲覧が可能な議会データ検索システムを導入し、希望する議員に対して委員会の開催通知や配付資料についてデジタルでの配信を試行している。平成25年5月からは議会資料のデジタル化が本格的に実施され、平成27年5月11日の議会全会派の代表者会において本会議場でのパソコン等の持ち込みも全会一致で認められたことで東京23区内ではいち早く全会議でのIT化が実現し、これにあわせて会議へのパソコン等の持ち込みに関する運用方針を策定している。

このような会議のIT化に向けた取り組みの一方で、平成26年度からは聴覚障害者への傍聴対応についても検討を重ねている。この取り組みは、平成28年4月からの障害者差別解消法への対応として、音声同時翻訳ソフト及び音声読み上げソフトが組み込まれたITコミュニケーションツールを活用したものであるが、これにより聴覚障害のある議員の会議での受発話と聴覚障害者の議会傍聴が可能となっている。このツールの活用に当たっては、あらかじめ会議での説明に係る部分については、使用する原稿を入手したり、区議会で慣例的に使用する用語について事前にソフトに組

み込んだりしていることもあって、文字変換率は8割程度を維持しているものの、質疑になると変換率は著しく低下することから議事録への応用も含め、今後の検討課題となっている。

仙台市議会においては、首長と議会の間には一定の緊張関係をもたらし、二元代表制を十分に機能させることができるよう政策立案機能の強化に向けた取り組みが進められている。

立案に当たっての先進都市の視察及び専門家の招聘、事例研究や条文案の作成については、基本的に会派が独自に行っており、平成25年以降から5年間に単独の会派から8条例が議案として提出されている。一方、会派を超えた立案の取り組みとして、平成25年12月17日に「仙台市空き家等の適正管理に関する条例」を全会一致で可決しているが、この条例の制定までに至る出発点は、平成24年9月に空き家問題に関心のある議員が集まり、自主的な研究会を設置したことから始まっている。その後、平成25年5月には空き家対策に係る検討組織を議会内部の組織として議長のもとに設置し、以降、関係機関との協議、パブリックコメント等で出された意見も踏まえ条例制定に至っている。

同市議会では、平成27年8月までは政策条例の提案について全会一致を目指して取り組んできたが、同年9月からは、将来的に議会からの政策提案をより活発にしていくため、全議員でなくても一定数の議員による政策立案の検討と研究を進め、その中で事務局がかかわることに方針転換している。政策立案までの流れとして、まず55名の議員現員数の3分の1以上である18名以上の議員から政策立案に対する検討及び研究を行いたい旨の届け出が議長に対してなされた場合は、各派代表者会議での報告後、研究等に当たっての資料収集、条例案の作成及び検討研究を行っていくが、その過程において事務局が関与することができる取り扱いとなっている。ただし、議員数は3分の1であることから、調査の検討研究に要する費用及び外部人材の活用等に係る費用については政務活動費での対応となっている。

次に、55名の議員現員数の過半数である27名以上の取り組みとなった場合は、議長名で各種調査の依頼を行うことができ、市民意見の聴取や市民説明会の案内のために市議会ホームページを利用することができる取り扱いとなっている。その他、パブリックコメントの実施や市民説明会の開催に当たっては、議会事務局も事務の補助をすることができ、これらに要する経費については公費での対応が可能となっている。

なお、法制執務に当たっての体制として、議会事務局調査課に法学部卒

業の職員を2名配置し対応に当たっているが、最終的な条例案については市当局の法令部門にも協力を仰ぎ、チェックを行っている。

今後の課題としては、事務局内の法制担当職員が2名の配置であることから、案件が2件以上の複数となった場合の体制、現在の職員が人事異動となった場合の人材確保、予算措置を伴う条例立案に当たっての市当局との明確な取り決めがないことなどが挙げられる。同市議会においては、政策条例の提出は活発に行われているものの、条例制定を最終目的としておらず、あくまで住民の福祉増進に主眼を置いた取り組みを進めていることから、条例制定以外の政策提言等の選択肢も取り入れながら住民の福祉向上に努めている。

柏市議会においては、市民にわかりやすい議会を実現するため、本会議場に150インチスクリーン及び65インチモニターを導入し、プレゼンテーションソフト等を活用して明快な議論ができる環境整備を行うとともに、押しボタン式投票システムの導入、議員間の自由討議、執行部へ反問権を付与するなどの取り組みを進めている。また、超党派の議員及び委員会からの条例が提案されるなど、活発な政策論議が交わされている。

ア 議場設備の活用

同市議会では、平成22年12月定例会から議長席後方の150インチスクリーン、議場の両サイドに設置された65インチモニターを整備し、パワーポイントや書画カメラから補足資料の投影を行うことで、議員の質問と執行部からの答弁をわかりやすくするための取り組みを進めている。これらのシステムの導入に当たっては、総額で約2,961万円の費用がかかっており、維持管理費として年間約80万円を支出している。平成29年においては、86人の質問者中、約58%となる50人の議員がこれらのシステムを活用しており、市民からは質問の趣旨がわかりやすくなったとの好意的な意見が寄せられている。

実際の運用に当たっては制限もあり、使用できるのは1問目の質問のみで資料は10枚以内となっている。また、著作権に係る許可等の手続は質問する議員が行い、出典についても明記する取り扱いとしているほか動画、アニメーション及び音声等については使用を認めていない。さらに、補足資料の内容については、会議録に掲載しないことから、議員は質問の際には具体的に説明することが求められている。

プレゼンテーションソフト等を活用した会議については、市民の理解度が高まることと活発な政策論議が期待できる一方で、今後の課題として、著作権等の侵害の判断や掲示する資料の利益誘導等の判断が

困難な場合があること、本会議中継がデジタル配信でないことから視聴者からは資料の細かい内容が見づらいこと、執行部についてもプロジェクターの使用は可能であるものの、これまで使用実績はほとんどなく平成29年度においても使用実績がゼロとなっていることから、これらの課題解決に向けて対応を検討する必要がある。

イ 議場等を利用した各種報告会等の開催

平成23年2月の議会運営委員会において、議員もしくは会派が政策提言、政策条例等の検討を行う場合は、議長の許可により委員会室及び本会議場の施設を利用できる取り扱いとしており、政策条例制定の際には積極的に利用されている。実際に使用した例として、平成23年3月の「がん対策基本条例」の制定の際に、委員会室に医師を招聘して講演会を実施しており、平成23年6月の「自殺対策推進条例」の制定に当たっても条例の検討会を本会議場で実施している。

その他、各委員会で行った行政視察について、直後の定例会開会日終了後に引き続き、議場で全員協議会を開催し、その中で各委員会は10分間を目安に副委員長が視察の報告を行っている。このように同市議会では、定例会等の本会議だけではなく、議会閉会中や本会議終了後においても議場を活用して活発な議論を交わしている。

(2) 災害時の議会の対応について

仙台市議会においては、東日本大震災の体験を踏まえ、災害時の対応と議会の本来的な役割との関係は固定的なものではなく、災害の規模と態様に応じ、また時間の経過とともに重層的に変化、シフトするとの考えのもと、平成25年2月に正副議長及び各派代表者で構成された仙台市議会災害対策会議を設置するとともに、仙台市議会災害対応指針を定めている。

災害対応指針では、対応に当たっての基本方針として、災害初期においては、執行部ができる限り災害対応に専念できるよう、会派及び議員からの執行部への要望は、緊急の場合を除き、災害対策会議に窓口を設置し書面で提出する取り扱いとしている。

ア 災害発生時の対応（初動期）

まず、会議中の対応として、議長は、本会議開催中に災害が発生した場合、必要に応じ、会議を休憩または散会するとともに議会事務局職員に対し、避難誘導その他安全確保のための対応を行わせ、議員が速やかに地域での支援活動等を行えるよう配慮することとしている。

また、会議開催時以外の通常時の対応としては、議員は、市内で震

度6弱以上の地震が発生した場合には、みずから議会事務局へ安否を連絡することになっており、連絡先を記載したカードを全議員に配付している。

イ 災害発生時の対応（初動期経過後）

議員は、みずからの所在を明らかにし、連絡体制を確立した上で、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じて議会事務局に情報提供するとともに、地域の一人として避難所支援など共助の取り組みが円滑に行われるような体制づくりに努めている。また、議長は、状況の確認と所要の対応を行うため、必要に応じ、市本部長等との連絡調整に当たるとともに、被災の実情を踏まえ、国、県及び関係機関等に対して、適時適切に要望活動を行い、広域的な視点に立って、関係自治体の議会とも十分な連携を図ることとしている。

以上のように、議会活性化の取り組みや災害時の議会の対応についてさまざまな視点から調査を行ったが、各議会においては、それぞれの議会の実情に応じて、調査検討を積み重ねながら先進的かつ積極的な取り組みが行われていた。

本市議会においては、今回調査した各議会を含め、先進都市の事例を参考にしながら、市の意思決定を行う議決機関として、議会の権能を最大限に発揮し、議会に求められる役割と責任に確実に応えとともに、議会活動の公平性及び透明性を確保し、より市民に信頼される開かれた議会を目指して、議会運営全般にわたり多角的に調査研究を重ねながら、本市議会のさらなる充実と活性化を図る必要があるものと思われる。

議会のIT化については、平成28年に設置したタブレット端末導入検討会の検討結果を受けて、議員と議会事務局との連絡方法の改善や平成29年11月定例会から常任委員会の資料をホームページに掲載するなどの取り組みを進めてきたところであるが、会議へのタブレット端末持ち込み等については、今後も他都市の事例等を調査研究しながら検討していく必要がある。また、障害者に対する取り組みとしては、平成30年6月定例会から招集日と閉会日の本会議において議場で手話通訳を実施し、放送画面に表示して放映しているところである。

一方、災害時の議会対応については、平成28年9月に長崎市議会BCPを策定し、定期的に防災訓練を実施しているところであるが、同計画が実効性のあるものとなるよう日頃から準備を行う必要があると思われる。